

現物取引 取引ルール

特長	取引ルール	手数料	取引時間
----	-------	-----	------

1 完全前受制度	7 買付代金即日徴収銘柄について	13 比例配分ルールについて
2 取引銘柄	8 内出売について	14 上場投資信託・上場投資証券
3 注文方法	9 約定指値について	15 特定口座制度
4 注文取消・取引決済	10 売買単位	16 取得単価の計算方法
5 注文の変更・取消	11 取り上げ	
6 注文取消	12 日計り取引について	

1. 完全前受制度
 当社は「完全前受制度」を採用しています。買付の場合は「現物買付余力」の範囲内で、売付の場合は「売却可能数量」の範囲内で注文をお受けします。ただし、差金決済に該当する注文は受け付けませんのでご了承ください。

「現物買付余力」について
 「現物買付余力」とは現物株式の買付が可能な上場金額のことです。売却注文によりリアルタイムで変動します。

- 「現物買付余力」が変動する場合
 買い注文の受付時点で次の基準で計算した金額が変動します。
 指値注文の場合: 指値の値×注文数量 + 税込手数料金額
 成行注文の場合: 当日のストップ高価格×注文数量 + 税込手数料金額
 (※ストップ高価格とは、前日の終値または最終約定価格等を基準として、株価の水準に応じて株価制限により決まった高額の価格のことになります。)
- 「現物買付余力」が増減する場合
 売り注文に対する約定額に、売却受渡代金相当額(手数料、税金控除後の金額)が「現物買付余力」に反映されます。

「売却可能数量」について
 お客様からお預かりしている銘柄、株数の範囲内で売却注文を行うことができます。

2. 取扱銘柄

当社の取扱市場・取扱銘柄は次のとおりです。

国内株式	・東京証券取引所(一部、2部、マザーズ、JASDAQ) ・国内上場外国株式の 当社取扱銘柄はこちら
上場投資信託	・ETF(上場投資信託) ・REIT(不動産投資信託) ・ベンチャーファンド
上場投資証券	・ETN(上場投資証券)

・下記銘柄についてはお取引していません。
 ・名古屋・札幌・福岡証券取引所単独上場銘柄
 ・日経800株価
 ・TOKYO PRO Market上場銘柄
 ・カンパニーファンド
 ・子会社連結担当株式
 ・優先出賃証券
 ・証券保管施設権非取扱い銘柄
 ・(一部を除く)国内上場外国株式

※上記の他、当社の判断により、お取引を制限させていただいた銘柄がございます。
 ※立外分売はなお取引していません。
 ※国内上場外国株式をお取引する際は、外国証券取引口座の開設が必要です。

3. 注文方法

銘柄コード	4桁の銘柄コードを入力してください。	
市場	東証 ※「東証」は東京証券取引所を指します。	
口座	特定口座を指定している場合は、買付注文時に「特定」又は「一般」のいずれか一方を選択してください。 ※売却の際は、口座区分をご指定いただけます。お預けしている方の口座の売却となりますのでご注意ください。	
取引区分	「現物」をご選択ください。	
注文タイプ	「通常」又は「逆指値」をご指定ください。	
買/売	「買」又は「売」をご指定ください。	
取引数量	注文数量を入力してください。注文数量の上限はございません。また、1銘柄の1回当たりの注文金額上限は8億円となっています。(成行注文の場合は、ストップ高で約定した場合の金額を上限に計算されます。)	
逆指値条件	逆指値注文の場合は、注文が執行される条件を入力してください。 ※当該銘柄の現在値、連続約定配、特別配割りずれかが逆指値条件に到達した場合に注文が執行されます。	
	指値注文のときは注文価格をご入力ください。成行注文のときは「成行」を選択してください。	
	注文方法 指値/成行 取引区分 注文の内容	
等価注文	成行 寄付	前場又は後場の寄付に執行することを条件とした成行注文です。前場寄付前に約定された等価注文は、前場の寄付にのみ有効となります。(後場は約しき値ができません。)
引合注文	成行 引け	前引け又は大引けに執行されることを条件とした成行注文です。前場引け前に約定された引合注文は、前場の引けにのみ有効となります。(後場は約しき値ができません。)
指値/成行	寄指注文 指値 寄付	前場又は後場の寄付に執行することを条件とした指値注文です。前場寄付前に約定された寄指注文は、前場の寄付にのみ有効となります。(後場は約しき値ができません。)
	引指注文 指値 引け	前引け又は大引けに執行されることを条件とした指値注文です。前場引け前に約定された引指注文は、前場の引けにのみ有効となります。(後場は約しき値ができません。)
指成注文	指値 指成	引けまでは指値注文として扱われ、その間で約定が一部でも成立した場合は、自動的に引けの成行注文となります。前場引け前日の「指成」注文は前場引けの振寄せ時に、前場終了後から取引開始の前「指成」注文は大引けの振寄せ時に成行注文となります。
100%注文	指値または成行 100	指定した価格がそれよりも有利な価格で、同時に一部あるいは全部が約定させ、成立しなかった注文数量を売却させる条件付注文です。
執行区分	「寄付」、「引け」、「指成」、「100」を選択することができます。 ※デフォルトは「なし」になっています。 ※「逆指値」を選択した場合、「寄付」を選択することはできません。 ※「成行」にチェックした場合は、「指成」を選択することができません。 ※「成」注文は、「引指注文」、「指指注文」で同一銘柄の売/買両方の注文は発注できません。	
有効期限	「当日限り」、「週末まで」、「日付指定」のいずれかを選択してください。「日付指定」の場合、17月先の応募当日までの日付からご指定ください。	

・注文は約定入力画面、【注文履歴】、【保有株式画面】(売り注文のみ)から行うことができます。
 ・指値検索、保有株式画面から発注する場合、[最良執行方針](#)に基づき市場が表示されます。
 ・逆指値注文におけるお客様が指定された逆指値条件への到達は、当社が提供する情報配信ベンダーの価格配信サービスに判定いたします。情報配信ベンダーの障害又は取引の障害により、発注の遅延等発生する可能性がある場合がございます。また成行注文の場合、相場の急激な変動によりお客様のご指定された発注価格と最良化した価格で約定するリスクがございます。予めご理解のうえお取引ください。

4. 注文時間、取引経路

当社のホームページは原則として24時間アクセス可能です。

但し、メンテナンス時間については、会員ページのログイン不可、又は取引注文不可の場合があります。
 注文受付時間(※0時～24時): 17:00～23:30となっております。
 なお、コールセンターにおいては、平日8:00～23:59までご注文受付しております。
 ※ 上場投資証券(ETF)、国内上場外国株式は8:00～15:00です。

【ご注意】
 ・営業日(11:00から12:00)までの注文の変更・取消は、取引の処理が開始されるまで、訂正中・取済中のままの表示となります(変更済・取消済の表示とはなりません)。

5. 注文の変更・取消

注文を変更する方法

- 会員ページ【株式】>【注文履歴(変更・取消)】の一覧表の【変更】をクリックしてください。
- 会員ページの注文履歴から入力してください。成行に変更する場合は成行のチェックボックスをクリックしてください。銘柄、市場、取引区分(寄付/引け/指成)を変更する場合は、一度注文を取消し、再度注文を行ってください。
- 逆指値注文でご指定の条件に到達していない場合、逆指値条件の価格を変更できます。(以上)、「以下」の指値は変更できません。ご指定の条件に到達している場合は、通常の指値注文、成行注文と同様に操作いたします。上記をご確認ください。
- 取引確認番号を入力し、「注文変更」をクリックすると注文変更完了です。

注文を取消する方法

- 会員ページ【株式】>【注文履歴】の一覧表の【取消】をクリックしてください。
- 取引確認番号を入力し、「注文取消」をクリックすると取消完了です。

【ご注意】
 ・タイムアウトによって注文が取消された後、注文が約定する場合があります。また、引け前日訂正・取消は、受け付けられない場合があります。
 ・前営業日夕方5時の処理終了後に受け付けた注文は、営業日の8:00頃より各市場に発注します。発注処理中は、一時停止で注文の取消ができません。画面の表示が正常になるまでお待ちください。
 ・前場に出した注文が前場引け後に注文変更・取消が入力された場合、12:10頃まで注文変更・取消受付ののままの表示となります。訂正済・取消済の表示とはなりません。

6. 注文失効

次の場合、お客様の注文は、有効期限内でも失効となります。

- 指値が価格制限を外れた場合。
- 指値が等価の単位から外れた場合。
- 取引区分で「寄付」を選択し、寄付で約定しなかった場合。
- 取引区分で「引け」を選択し、引けで約定しなかった場合。
- 取引区分で「100」を選択し、取引時間外に約定した場合。
- 売買単位が変更された場合。
- 利率分割の権利停止日変更した場合。
- 株式が併合された場合。
- 買付代金即日徴収制がなかった場合。(この場合、売/買注文は失効となります)

【ご注意】
 ・その他、余力不足により注文が失効となる場合があります。
 ・当社の余力審査により余力不足になった場合、注文は失効します。一度失効となった注文は、余力回復後も有効な注文として復活することはできません。
 ・逆指値注文が引け直前条件に到達し、その後の発注処理が取引の受付時間中に間に合わない場合があります。この場合、注文は失効となります。
 ・逆指値注文が条件に到達した場合、執行された注文は通常の成行注文、指値注文と同じ扱いです。この際、注文の有効期限は当日限りとなり、約定しなかった場合は有効期限切れとなり失効しますのでご注意ください。
 ・日中の注文待ちは、新規発注にかかわらず最大でも1000件となります。(注文は現物取引、信用取引、先物オプション取引の有効注文を含まずです。)
 注文件数が5000件を超えると、注文は受け付けられません。
 ・外国の金融商品取引所に上場する銘柄(上場上場銘柄)において、前日立会終了後に設定された基準価格と、外国の主たる金融商品取引所における当日立会開始後の外国銘柄の直近の価格等が値幅が大幅に乖離した場合、東証において基準価格が変更される場合がございます。また、基準価格の変更日には、成行注文が禁止されます。なお、既に発注済みの成行注文、および基準価格変更後の制限価格を超えた注文は、失効扱いとなります。

7. 買付代金即日徴収銘柄について

買付代金即日徴収とは、新規上場銘柄が上場初日に売買が成立しなかった場合など、注文が終了したときに、買付代金(現金)を4営業日目でなく、買付けた当日に徴収する規制措置のことです。

買付代金即日徴収となった場合、以下の処置がとられますのでご注意ください。

- 終日、買付の成行注文は受け付けません。
- 終日「週末までの買戻し」及び「売」の注文は受け付けません。
- 前営業日からの「週末までの買戻し」は受け付けられません。(この場合、売注文は失効いたしません)
- 当日の売却代金から、受渡しが行われていない金額は余力枠に含まれません。

8. 内出売について

内出売とは発注した注文の一部のみが約定することを言います。例えば、1回の注文で10,000株を発注し、1,000株のみ約定した場合が挙げられます。

1回の注文で複数の約定が成立した場合、当日約定した約定として手数料を計算しますが、内出売のまま翌営業日に約定した注文が翌営業日に約定した場合は、各約定ごとそれぞれ手数料を計算します。

9. 約定指値について

ご注文いただいたお取引の状況および結果は、会員ページ【株式】>【約定指値】をご覧ください。

10. 売買単位

株式の売買単位は銘柄によって異なります。売買単位は会員ページの銘柄検索欄に銘柄コードを入力することで調べられます。検索結果の画面に表示される売買単位をご確認ください。

11. 取引上限

10個あたりの発注総額は1億円です。

12. 日計り取引について

日計り取引とは、同日(同受渡日)に同銘柄の買いと売りを行う取引のことになります。

- 「買→売→買」又は「売→買→売」は、差金決済取引に該当する場合があります。(下記参照)
- 同日(同受渡日)の売→買→売は、売却後の繰戻金(買戻金)が売戻金(戻金)より多いことが可能です。

差金決済に該当する例

例1) 預かり金50万円 保有株なし

		単価	株数	約定代金	買付総額
取引1	A銘柄	買付	500円	1,000株	500,000
取引2	A銘柄	売却	600円	1,000株	600,000
取引3	A銘柄	買付	500円	1,000株	500,000

※取引1は差金決済に該当するため、取引1できません。
 ※取引2および取引3の後のA銘柄は、A銘柄のお買付金が500,000円充当できます。

例2) 預かり金なし、B銘柄1,000株保有

		単価	株数	約定代金	買付総額
取引1	B銘柄	売却	1,000円	1,000株	1,000,000
取引2	B銘柄	買付	900円	1,000株	900,000
取引3	B銘柄	売却	800円	1,000株	800,000

※取引1は差金決済に該当するため、取引1できません。

13. 比例配分(ストップ配分)ルールについて

ストップ高、ストップ安で比例配分が行われる場合、当社では以下の基準で定められた割合で割ります。

- お客様単位ごとの注文数量を合計します。
- 注文合計数量の多いお客様から順に1単元ずつ配分を行います。
- 割当数量がなくなるまで2を繰り返します。

14. 上場投資信託・上場投資証券

当社で取り扱う上場投資信託・上場投資証券は次のとおりです。

上場投資信託
国内上場投資信託(ETF)
 日経平均株価や特定価値(ETF)に連動するように運用されている、株式市場で売買が可能な投資信託です。
不動産投資信託(REIT)
 オフビルやマンションなどの不動産で運用されている、株式市場で売買が可能な投資信託です。
ベンチャーファンド
 ベンチャーファンドは、ベンチャー企業への新たな資金供給スキームとして、投資法人(会社型投資信託)制度を活用したもので、株式市場で売買が可能な投資信託です。

上場投資証券

上場投資証券(ETN)
 信用力の高い金融機関などの連動性を保証する、株式市場で売買可能な債券です。

- ETF・ETN取扱銘柄一覧
- REIT取扱銘柄一覧

日経300株価指数連動型上場投資信託は取り扱いしていません。

15. 特定口座制度

特定口座の概要

「特定口座制度」とは、金融商品取引業者がお客様に代わり、上場株式等の譲渡所得等の計算を行い、その譲渡損益等を記載した「年間取引報告書」を作成し、税務上の処理ができる制度のことです。お客様は、その「年間取引報告書」を確定申告書に添付することで、上場株式等の譲渡所得等について簡易に申告・納税することができます。また、「源泉徴収(納税)を確定申告書に添付することで、売却の手続き等を省略するなどの確定申告は不要となります。

特定口座は金融商品取引業者がお客様につき「特定口座」開設することができます。

特定口座の種類

特定口座には1.源泉徴収型の口座、2.源泉徴収なしの口座の2種類があります。

- 源泉徴収型の口座
 源泉徴収・信用決済の約定ごと、当社が税額を計算し、源泉徴収で税務署へ納めます。お客様は、株式の譲渡益の申告における一切のお手続きを省略することができます。
 ※「売買損失の繰越し控除」を利用するためには、確定申告が必要です。(売買損失の繰越し控除とは、平成16年1月以降、その年の金融商品取引業者を通じて上場株式等々の譲渡損益は、翌年以降2年間繰り越すことができる制度のことです。)
- 源泉徴収なしの口座
 金融商品取引業者が発行する「年間取引報告書」に記載された「年間取引報告書」により簡易な手続きで申告・納税することができます。各種取引の適用する一般の口座(非特定口座)よりも配当金等の利益が大きいと見なされます。

譲渡損失と配当金・配当金の損益通算について

特定口座の「源泉徴収型」をご利用で、配当金を受け取り方が「株式売却配分方式」を指定している場合、上場株式等の配当金等国内上場株式の配当金、国内ETF・REITの配当金について株式等々の譲渡損益と損益通算することができ、確定申告は簡便不要となります。

- ※ 権利行使日に「株式売却配分方式」に登録されている銘柄については、
- ※ 国内上場外国株式の配当金(非特定口座)は、納税義務発生後に「納税控除」により支払われます。そのため、特定口座内での株式譲渡損失との損益通算の対象とはなりませんのでご注意ください。

お手続き方法と詳細は[配当金等と譲渡損失の損益通算](#)を参照ください。

税額還付

税額還付とは、源泉徴収型の特定口座のみで運用される、税額還付は、1年に1回以上売却がなされた場合、前営業日までの取引で源泉徴収された所得税および住民税が、1年間で滞りなく支払されたことにより、確定申告の際に税額を上回る場合、上回る部分が還付される制度です。
[譲渡損益額の計算](#)についても[こちらをご覧ください](#)。

年間取引報告書

毎年取引した報告書は、特定口座内での譲渡により1年(1月1日から12月31日)の取引内容等金融商品取引業者が計算し記載した報告書です。確定申告書で確定申告に添付する1年(1月1日から12月31日)の取引内容等金融商品取引業者が計算し記載した報告書。確定申告書に添付することで、上場株式等の譲渡所得等について簡易に申告・納税することができます。また、確定申告書の添付により、確定申告は不要となります。

- 主な記載内容は次の通りです。
- 特定口座開設者の氏名、住所、生年月日
 - 源泉徴収の有無
 - 1年間の収入金額、総取得金額および所得および損失の額
 - 1年間の源泉徴収額

特定口座の解約

特定口座の解約は、当社指定の特定口座産廃届出書をご提出いただく必要があります。届出書の受け寄せは電話でのみ承ります。

- 解約時点で特定口座にお預かりしているものは、一般口座へ振替られます。あらかじめご了承ください。
- 特定口座の解約を行った場合、同年内に再度特定口座を開設することはできませんのでご注意ください。

特定管理口座について

当社で特定管理口座を開設されている場合、当社に開設されている特定口座で株式が上場廃止に該当した場合、特に申し出がない限り、当該株式の特定口座からの移入により、特定管理口座において保有されます。

特定管理口座の株式が償却されると「株主(下記参照)に該当した場合、当社から「償却済み株式に係る証明書」が交付されます。この証明書を添付して「株式等の譲渡損失」の確定申告をすることで、株式譲渡損失と同年の株式譲渡益と相殺することができます。

【株式としての価値喪失とされるケース】

- 解散ごとの清算終了(合併ケース)
- 破産手続開始の決定
- 会社更生計画に基づく100%吸収
- 民事再生計画に基づく100%吸収
- 特別再生計画に基づく100%吸収

- 損失の年間繰越控除の対象とはなりません。
- 特定管理口座を開設するときは、特定口座を開設している必要があります。

16. 取得単価の計算方法

同一の銘柄を複数回に分けて売買した場合の取得単価(計算)は以下のようになります。

1. 複数回に分けて買い付けた場合

受渡金額合計を保有数量合計で割った金額を取得単価とします。
 なお、小口取引については買い上げず。

例1)複数回に分けて買い付けた場合

約定日	注文	約定数量	約定単価	手数料	受渡金額
2006.8.1	買	3	400	100	1,300
2006.8.2	買	5	300	100	1,600
2006.8.3	買	2	500	100	1,100
2006.8.4	売	2	700	100	1,300

取得単価 400
 保有数量合計 10 = 3+5+2
 受渡金額合計 4,000 = 1,300+1,600+1,100
 取得単価 400 = 4,000 ÷ 10

2. 一部を売却した場合

一部を売却した場合、取得単価で減価はなりません。
 残高金額は受渡金額の合計ではなく、取得単価×残数量を乗じて計算いたします。

例2)一部を売却した場合

約定日	注文	約定数量	約定単価	手数料	受渡金額
2006.8.1	買	3	400	100	1,300
2006.8.2	買	5	300	100	1,600
2006.8.3	買	2	500	100	1,100
2006.8.4	売	2	700	100	1,300

取得単価 400
 保有数量合計 8 = 10-2
 保有残高の取得価額合計 3,200 = 400×8

3. 追加で買い付けた場合

買付け前日の保有残高の取得価額合計に、新たに買い付けた受渡金額を合計したものを、保有数量合計で割った金額を取得単価とします。
 例3)追加で買い付けた場合

約定日	注文	約定数量	約定単価	手数料	受渡金額
2006.8.1	買	3	400	100	1,300
2006.8.2	買	5	300	100	1,600
2006.8.3	買	2	500	100	1,100
2006.8.4	売	2	700	100	1,300
2006.8.7	買	6	600	100	3,700

保有数量合計 14 = 8+6
 保有残高の取得価額合計 4,900 = 3,200+1,700
 取得単価 600 = (4,900+14(小口取引))÷14

※手数料については、ゼロ円割を加味されず、1円未満は繰り上げられますので、ご注意ください。

変更履歴

取引ルールの変更履歴は[下記](#)よりご覧ください。

▶ [株式取引ルール_変更履歴](#)

関連情報	▶ NSA 信用取引 入出金・振替方法 株式の入出金
------	--

1 GMOクリック証券なら、すべてのサービスがひとつのID・パスワードでご利用いただけます。


ログイン

特長	取引ルール	手数料	取引時間
----	-----------------------	---------------------	----------------------